

1. プログラム別表1の該当部分

番号	701
構造改革特区において実施可能な特例措置	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の見直し
特例措置を講じるに当たっての条件	たとえばコンテナヤードゲートのフルオープン化に向けた取組みなど民間側の対応が進展し、税関の執務時間外における輸出入通関等の手続を求める具体的な要請が恒常的にあること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の案(平成14年12月17日現在)	構造改革特区推進室からの再検討要請事項
特定事業の名称	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業	
措置区分	法律	
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	関税法第100条第4号 税関関係手数料令第6条第1項	
特例を講ずべき法令等の現行規定	税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとするときは、税関長の承認を受けなければならない。承認を受ける場合には、税関職員が当該承認により執務する時間を基準として定められた手数料を納付する必要がある。	
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域であって行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において関税法第二条第一項第三号に規定する外国貨物又は同項第二号に規定する輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設又は空港施設が所在するものにおける同法第九十八条第一項に規定する承認（臨時開庁の承認）の回数が一年を通じて相当数あることが見込まれるものとして政令で定める場合に該当し、かつ、貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、税関長は、政令で定めるところにより、当該構造改革特別区域に所在する同法第二十九条に規定する保税地域（同法第三十条第一項第二号の規定により税関長が指定した場所を含む。）に置かれている貨物その他これに準ずる貨物であると認めるものに係る臨時開庁の承認を受ける者が税関に納付すべき手数料を2分の1に軽減することができる。 その詳細については現在検討中。	検討中の内容については、基本方針策定前、できるだけ早い時期に具体的に示すよう引き続き検討されたい。
実施主体	輸出入者、通関業者等臨時開庁を申請する者	

想定対象地域	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域であって行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において関税法第二条第一項第三号に規定する外国貨物又は同項第二号に規定する輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設又は空港施設が所在するものにおける同法第九十八条第一項に規定する承認（臨時開庁の承認）の回数が一年を通じて相当数あることが見込まれるものとして政令で定める場合に該当し、かつ、貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、税関長は、政令で定めるところにより、当該構造改革特別区域に所在する同法第二十九条に規定する保税地域（同法第三十条第一項第二号の規定により税関長が指定した場所を含む。）に置かれている貨物その他これに準ずる貨物であると認めるものに係る臨時開庁の承認を受ける者が税関に納付すべき手数料を2分の1に軽減することができる。</p> <p>その詳細については現在検討中。</p>	上記を踏まえて修正すること。
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	特になし	
特例措置に伴い必要となる手続き		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	702
構造改革特区において実施可能な特例措置	通関業務の24時間・365日化への対応
特例措置を講じるに当たっての条件	たとえばコンテナヤードゲートのフルオープン化に向けた取組みなど民間側の対応が進展し、税関の執務時間外における輸出入通関等の手続を求める具体的な要請が恒常的にあること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の案（平成14年12月17日現在）	構造改革特区推進室からの再検討要請事項
特定事業の名称	税関の執務時間外における通関体制を整備する事業	(その他の内容の整理をまって調整)
措置区分	税関の執務時間外において既に通関体制を整備している地域（官署）の取扱いと比較した上で措置区分を決定すべく検討中。	検討中の内容については、基本方針策定前、できるだけ早い時期に具体的に示すよう引き続き検討されたい。
特例を講ずべき法令等の名称及び条項		
特例を講ずべき法令等の現行規		
特例措置の内容	税関の執務時間外における通関需要が恒常的に見込まれる地域（官署）において、執務時間外の通関需要が恒常的に見込まれる時間帯に、税関の通関体制を整備する特例措置。 その詳細については、現在実施している税関の執務時間外における通関体制の試行の実績等を踏まえつつ、検討中。	検討中の内容については、基本方針策定前、できるだけ早い時期に具体的に示すよう引き続き検討されたい。
実施主体	輸出入者、通関業者等臨時開庁を申請する者	(その他の内容の整理をまって調整)
想定対象地域	その詳細については、現在実施している税関の執務時間外における通関体制の試行の実績等を踏まえつつ、検討中。	上記を踏まえ修正すること。
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	特になし	
特例措置に伴い必要となる手続き		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	703
構造改革特区において実施可能な特例措置	総合保税地域における土地、施設の所有又は管理主体を民間事業者等に開放
特例措置を講じるに当たっての条件	許可を受けようとする地域全体を適切に管理又は運営できる法人であること等の要件を充足すること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の案（平成14年12月17日現在）	構造改革特区推進室からの再検討要請事項
特定事業の名称	民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業	(その他の内容の整理をまって調整)
措置区分	政令	
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	関税法施行令第51条の11第2号	
特例を講ずべき法令等の現行規定	総合保税地域の許可を受けようとする者については、地方公共団体等の出資比率(一の地方公共団体等の出資が10%以上であること)が許可要件の一つとなっている。	
特例措置の内容	地方公共団体が、港湾、空港等の交通施設の状況からみて、総合保税地域の設置を促進することにより、貨物の流通が促進される地域で、地域の貿易の振興を図るため、民間事業者の能力の活用により総合保税地域の設置を促進する地域と認めて申請した特区においては、地方公共団体等の出資比率要件を充足しない法人のうち特区計画に特定事業の実施主体として定められたものに対して許可を行うことを可能とする特例措置。	
実施主体	地方公共団体等の出資比率要件を充足しない法人で、地域の貿易の振興に資する事業を行うもの。	(その他の内容の整理をまって調整)
想定対象地域	港湾、空港等の交通施設の状況からみて、総合保税地域の設置を促進することにより、貨物の流通が促進される地域。	
同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)	特になし。	
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし。	

1. プログラム別表1の該当部分

番号	704
構造改革特区において実施可能な特例措置	国立大学の施設、敷地等の民間事業者による使用の際の手續の簡素化（財務大臣協議を財務大臣通知へ変更）
特例措置を講じるに当たっての条件	国立大学の施設、敷地等の用途又は目的を妨げないこと。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の案（平成14年12月17日現在）	構造改革特区推進室からの再検討要請事項
特定事業の名称	国の試験研究施設の使用許可に係る手續の簡素化による産学官連携促進事業	(その他の内容の整理をまって調整)
措置区分	通知	
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	国有財産法（昭和23年6月30日法律第73号）第14条第7号	
特例を講ずべき法令等の現行規定	各省各庁の長は、国以外の者にその所管する行政財産を使用させ、又は収益させようとする場合は、財務大臣に協議しなければならない。	
特例措置の内容	構造改革特別区域内に所在する国の試験研究施設を使用して、試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第11条第12号に規定する財務大臣が定める場合に該当するものとし、当該施設を所管する各省各庁の長は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第14条第7号の規定に基づく財務大臣への協議を要しないこととする。 なお、当該施設を所管する各省各庁の長は、国有財産法施行令第13条第1項を準用する同法施行令第14条の規定により、その旨を財務大臣へ通知することとされている。	
実施主体	構造改革特別区域内に所在する国の試験研究施設及び当該施設を使用して、試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者	(その他の内容の整理をまって調整)
想定対象地域	研究開発の活性化を図るために、国の試験研究施設を核として産学官連携を促進する必要がある地域	
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	特になし	
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし	

1. プログラム別表1の該当部分

番号	705
構造改革特区において実施可能な特例措置	国立大学の施設、敷地等の民間事業者に使用許可する基準の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	文部科学省の判断を踏まえ、国立大学の施設、敷地等の用途又は目的を妨げないこと。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の案（平成14年12月17日現在）	構造改革特区推進室からの再検討要請事項
特定事業の名称	国の試験研究施設の使用許可に係る基準の緩和による産学官連携促進事業	(その他の内容の整理をまって調整)
措置区分	通知	
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	昭和33年1月7日付蔵管第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」通達1の(9)のイ	
特例を講ずべき法令等の現行規定	国以外の者による国の試験研究施設の使用許可については、昭和33年1月7日付蔵管第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」通達1の(9)のイで、国の試験研究施設を使用しなければ試験、研究、試作等が困難な場合であることが要件とされている。	
特例措置の内容	構造改革特別区域内に所在する国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると当該施設を所管する各省各庁の長が認めるときは、昭和33年1月7日付蔵管第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」通達1の(9)のイにかかわらず、国以外の者による国の試験研究施設の使用を許可することができることとする。	
実施主体	構造改革特別区域内に所在する国の試験研究施設及び当該施設を使用して、試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者	(その他の内容の整理をまって調整)
想定対象地域	研究開発の活性化を図るために、国の試験研究施設を核として産学官連携を促進する必要がある地域	
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	特になし	
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし	